



2019年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ピエトロ
 代表者名 代表取締役社長 高橋 泰行
 (コード番号 2818 東証第一部)
 問合せ先 執行役員 人事・総務部長
 大坪 康浩
 (TEL 092-724-4927)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の当社第34期定時株主総会におきまして、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第20条に規定する取締役の員数の上限を2名増員し、10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条に規定する取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、取締役の経営責任をより明確なものとするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>12名</u> 以内とする。
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

3. 日程

- (1) 定時株主総会決議日 2019年6月25日(予定)
- (2) 効力発生日 2019年6月25日(予定)

以 上